

平成30年6月27日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03211

研究課題名(和文) 法人格のない社団の当事者適格に関する総合的考察

研究課題名(英文) A study on standing of not corporate juridical person

研究代表者

堀野 出 (Horino, Izuru)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：90304568

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：マンション管理組合、入会団体、町内会、民法上の組合など、法人格のない社団が民事訴訟の当事者(とくに原告)となる事案にはさまざまなものがある。本研究は、このような社団による提訴の事案には、実のところ、1) 社団構成員全員に総有的に帰属するケース、2) 社団構成員全員に共有的に帰属するケース、3) 各社団構成員に個別的に帰属するケース、4) 構成員以外の第三者に帰属するケース、といった4つの区別されるべき類型があり、その類型をもとにして社団の訴訟上の地位が規律されなくてはならないことを明らかにし、それにもとづいた具体的な規律の方法を考察したものである。

研究成果の概要(英文)：A study on standing of not corporate juridical person： There is something various plan by which the corporation which is not corporate entity will be a person concerned of a civil suit (in particular, plaintiff) and the civil law. There is a type under which 4 should be classified, and I made it clear that the status on the suit of a corporation has to be regulated legally on based on its type.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：当事者適格 法人格なき社団 当事者能力 訴訟担当

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、法人格のない社団により民事訴訟が提起されるケースに関する最高裁判例が相次いでいた。

最判平成 23 年 2 月 15 日判時 2110 号 40 頁は、「給付の訴えにおいては、自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があるというべきである。」とのごく一般的な理由付けにより、法人格のないマンション管理組合の当事者適格を肯定している。すなわち、管理組合法人が当事者であれば、区分所有法上の規約ないし集会決議による訴訟担当の要件が必要であるところ、このような要件の要否は判断されないまま当事者適格が認められているのであり、この点が何に由来するのか、理論的に究明される必要があった。

また、法人格のない社団が実質的に所有する不動産につき、社団名義での不動産登記はできないが、このような社団であっても、登記手続請求の当事者適格は肯定されている(最判平成 26 年 2 月 27 日民集 68 巻 2 号掲載予定、判時 2215 号 94 頁)。この場合における社団の当事者適格の根拠の説明におお検討を要するところであった。

この他にも、代表者名義で登記がされている社団所有の不動産を社団債権者が差し押えるには、社団を債務者とする債務名義と社団構成員全員の総有に属することを確認する旨の債権者と登記名義人間の確定判決(その他これに準ずる文書)を必要とする、最判平成 22 年 6 月 29 日民集 64 巻 4 号 1235 頁(仮差押えにつき、最決平成 23 年 2 月 9 日民集 65 巻 2 号 665 頁)がみられたところであり、それぞれの事案の解決としてはともかく、これらが全体として、理論的に一貫しているか、整合的であるかを究明することは、今後の類似事案の処理のためにも必要であった。

このような社会現象、法現象を直視すれば、法人格のない社団が民事訴訟の当事者となる場合には、理論的構造的におお説明を必要とする点が存することが推察されるところであった。

2. 研究の目的

以上(1でのべた)背景を踏まえ、法人格のない社団が当事者(とくに原告)となる事案につき、法人格のないマンション管理組合、民法上の組合、入会団体が当事者となる訴訟を主として取り上げ、類型化したうえで、そこでの社団の地位(当事者適格)のあるべき規律を考察するのが本研究の目的である。

法人格のない社団が当事者となる訴訟において持ち出されうる権利義務関係には、
()実質的には社団に、形式的には構成員の総有的に帰属する権利義務、
()実質的にも形式的にも社団に帰属せず、その構成員に共有される、あるいは構成員に個別に帰属する

権利義務、
()実質的にも形式的にも社団以外の第三者に帰属する権利義務が想定されるところ、法人格のない社団の当事者能力を規定した民訴法 29 条に関する議論は、もっぱら
()の場合を念頭において展開されてきており、研究開始当時における民訴法 29 条適用の効果に関する議論(法人格のない社団に提訴を許す場合には、管理組合に争われる権利が帰属するのと同様に扱つか〔固有適格構成〕、争われる権利がどのようなものであっても法形式上は法人格のない社団に帰属しえないことからすれば、その地位を社団構成員に対する訴訟担当者となるか〔訴訟担当構成〕、という理論的対立)も、
()をめぐって展開されていた。

しかし、実際には、
()は珍しいにしても、
()にいう権利関係をめぐる争いも訴訟に持ち出されており、それに対し、とくに意識することなく
()の事案類型の処理枠組みにより対処し、結果として議論が混乱し妥当な解決を導いていない面も否定できないようにみえた。

本研究では、こうした従来の 29 条をめぐる議論と事案との対応ができていない状況を踏まえ、民訴法 29 条が適用される効果、すなわち、これらの各類型において当事者能力が認められる場合に、いかなる理論枠組みで当事者適格が判断されるべきかという問題を体系的理論的に明らかにすることを目的とした。

さらに、このような作業は、従来から議論されてきた、上記
()に該当する事案タイプの規律にとっても、新たな視点を提供し、裨益することが期待された。

3. 研究の方法

民事訴訟法 29 条が適用され当事者能力が認められる社団により訴訟に持ち出される権利関係からみれば、1)社団構成員全員に総有的に帰属するケース、2)社団構成員全員に共有的に帰属するケース、3)各社団構成員に個別に帰属するケース、4)構成員以外の第三者に帰属するケースといった4つの類型があることが、社団の訴訟上の地位をめぐって意識的に論じられなければならない。それにもかかわらず、従来 29 条をめぐる議論およびその適用事案としては、もっぱら1)事案のみが念頭に置かれていたこと、また、民訴法 29 条が適用される事案を処理するにあたってまず重要となるのは、社団の地位が純然たる訴訟担当か否か、すなわち、1)類型か、2)ないし4)類型かという点であるにもかかわらず、共用部分に関するマンション管理組合の提訴の例をはじめとして、このことが意識されていなかった

本研究では、このような視点をかまえて、法人格のない社団として問題となるものの中から、とくに事案が多くみられるものをピックアップし、まずは、個別領域での処理の

あり方を検討した。具体的には、入会団体、民法上の組合、マンションをめぐる訴訟における管理組合について、その訴訟上の地位を理論的に検討し、素材として、関連する分野でのわが国の裁判例を網羅的に取り上げた。この判例実務にあらわれた事例の精査にあたっては、実体法学の議論を参照し訴訟法的観点から検証する必要も出てくると考えられるが、本研究では、かかる作業も併せて行った。

こうした作業を経たのち、本研究の主目的である、法人格のない団体の当事者適格に関して、あらゆる実体法上の事案類型を通じて妥当する一般的な訴訟法理論とたりうる、基礎理論の検討（再検討）を行った。

4. 研究成果

研究初年度の平成 27 年度においては、法人格のない団体が提訴する場合のうち、法人格のないマンション（区分所有建物）管理組合が区分所有建物の共用部分について訴訟当事者となる場合について、判例事案を素材として検討した。

そこでは、区分所有建物の共用部分につきマンション管理組合が当事者となる場合は、管理組合が請求認容判決を得るためには、訴訟担当者たる地位につくものと扱うより他はなく、法人格のない団体に対する民訴法 29 条の適用効果が固有適格構成か訴訟担当構成かといった、法人格のない団体をめぐってこれまでなされてきた議論は妥当しないことを明らかにした。

つづく、平成 28 年度および平成 29 年度においては、入会団体、町内会等の団体をめぐる権利義務関係と当事者適格の関係を考察した。

これらの団体をめぐる権利関係は、マンション管理組合が共用部分について訴え提起する場合等とは異なり、団体自身のものであるともいえるが、団体には法人格がなく権利能力もない以上は、構成員全員に総有的に帰属するものと扱われているところ、こうした総有事例においては、団体の当事者適格につき、訴訟担当構成と固有適格構成とのあいだで理論的対立がみられるところであったが、結論として、これらの理論的対立の意義は、法人格のない団体がその名で原告ないし被告となることを許容する民事訴訟法 29 条の適用の結果をどのように説明するかとの相違であること、それゆえ、仮にそこで訴訟担当構成を採用したとしても、そこにいう訴訟担当は純然たる訴訟担当とは性質の異なる特殊なものであること、それらを踏まえれば、固有適格構成・訴訟担当構成の理論的対立の意義はそれほど大きくないこと等を、指摘するに至った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 5 件）

堀野出、訴訟信託禁止規定と隣接諸制度、上野泰男先生古稀祝賀論文集『現代民事手続の法理』（弘文堂）査読なし、2017、81-97

堀野出、法人格のない団体をめぐる権利義務関係と当事者適格の規律、徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）査読なし、2017、47-63

堀野出、債権譲渡が訴訟信託に該当し無効とされた事例、私法判例リマークス、査読なし、2016、102-105

堀野出、民事訴訟法 29 条の適用効果と法人格のない団体の当事者適格、松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』（弘文堂）査読なし、2016、109-124

堀野出、法人格のない団体の当事者能力と当事者適格、民事訴訟雑誌、査読なし、62 号、2016、81-93

〔学会発表〕（計 1 件）

堀野出、法人格のない団体の当事者能力と当事者適格、第 85 回日本民事訴訟法学会大会シンポジウム・当事者論の現代的課題、第 1 報告（シンポジウム全体は第 1 報告～第 3 報告で構成されている）、2015

〔図書〕（計 件）

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀野 出 (HORINO, Izuru)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：90304568

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()

研究者番号：